

# 資金決済に関する法律第20条第1項に基づく

## 前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和4年8月31日に利用を終了した当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期限内に申出をお願いいたします。

### 記

#### ●払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

近江トラベル株式会社

#### ●払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

積立旅行券・贈答用旅行券

※近江鉄道株式会社名義の積立旅行券・贈答用旅行券についても払戻しの対象となります。

#### ●払戻しの申出期間

令和4年9月1日（木）～令和4年12月29日（木）

営業時間は、10:00～13:00, 14:00～18:00まで（第1、3土曜日・日・祝は除く）

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除外されます。

#### ●申出および払戻の方法

ホームページより「払戻申請書 兼 預り証」をプリントアウトし、必要事項をご記入いただき、未使用旅行券と一緒に

下記の店舗へご提出ください。後日、指定口座へ振り込みいたします。（振込手数料は弊社にて負担いたします）

彦根支店・八日市支店・近江八幡旅行センター・守山支店

注) 八日市支店は、9月30日をもって営業終了となります。

※持参できない場合は、近江トラベル業務部管理課までお電話にてご連絡ください。

#### ●お問い合わせ先

近江トラベル株式会社 業務部管理課 〒522-0010 滋賀県彦根市駅東町15番1

電話 0749-22-3308 <https://www.ohmitetudo.co.jp/travel/>

営業時間 10:00～18:00（土・日・祝は除く）